

平成29年3月 教育委員会定例会付議案件

議 題

議 案

議案第13号	富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則制定の件	2頁
議案第14号	富山市教育委員会事務決裁規則制定の件	9頁
議案第15号	富山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定の件	13頁
議案第16号	富山市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令制定の件	15頁
議案第17号	富山市教育委員会教育次長の事務分担規程の一部を改正する 訓令制定の件	20頁
議案第18号	富山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定の件	23頁
議案第19号	富山市指定文化財の指定及び指定解除に係る諮問の件	29頁

報告事項

報告事項4	3月市議会定例会における質問の概要について	30頁
報告事項5	富山市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する 規則及び富山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正 する規則制定について	43頁
報告事項6	博物館等施設観覧料の減免取扱要綱の一部改正及び学校週 5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領の廃止について	45頁
報告事項7	学校コンピュータのウイルス感染について	参考資料②
報告事項8	卒業証書における学校の公印の印影の印刷誤りについて	参考資料②

その 他

その 他 6	ガラス美術館企画展「雲母 Kira 平山郁夫とシルクロード のガラス展」	参考資料②
--------	---	-------

付議する教育委員会規則・訓令一覧(平成29年3月教育委員会定例会)

No	議案番号	制定・改正・ 廃止の別	規則・訓令の名称	制定、改廃の概要	備考	資料頁
1	議案第13号	改正	富山市教育委員会行政組織規則	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園に関する事務の移管に伴うもの。 ・教育委員会事務局への事務局長の設置に伴うもの。 ・事務局長が欠けた場合等の職務の代行を規定するもの。 		2
2	議案第14号	制定	富山市教育委員会事務決裁規則	教育委員会の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めるもの。	富山市教育委員会教育長に対する事務委任規則は4月1日付で廃止する。	9
3	議案第15号	改正	富山市教育委員会公告式規則	富山市教育委員会事務決裁規則第2条第2号及び第4条第1項に基づき、法令の制定又は改廃に伴う規定内容の整理に係る教育委員会規則及び教育委員会が定める訓令の改正等については、教育長の専決事項になることに伴うもの。		13
4	議案第16号	改正	富山市教育委員会事務専決規程	<ul style="list-style-type: none"> ・規程の対象に教育長のほか教育委員会の権限に属する事務を含めて規定するもの。 ・教育委員会事務局への事務局長の設置に伴い、事務局長の専決事項を規定するもの。 		15
5	議案第17号	改正	富山市教育委員会教育次長の事務分担規程	教育委員会事務局への事務局長の設置に伴い、教育次長を事務局次長に改めるとともに、総務・社会教育担当次長の分担事務に統合校整備等推進室に関する事項を規定するもの。	題名を「富山市教育委員会事務局次長の事務分担規程」に改める。	20
6	議案第18号	改正	富山市教育委員会公印規程	教育委員会事務局への事務局長の設置に伴い、補助職印として、教育委員会事務局長印を規定するもの。		23

議案第13号

富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若林 啓介

富山市教育委員会規則第 号

富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山市教育委員会行政組織規則（平成17年富山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条学校教育課の項第9号中「、」を「及び」に改め、「及び幼稚園就園奨励」を削り、同項第10号中「私立学校」の次に「（幼稚園を除く。）」を加える。

第9条中「教育次長」を「事務局長、次長」に改める。

第10条中「として、」の次に「事務局に」を加える。

第11条第1項の表富山市大山教育行政センターの項中「上滝523番地」を「上滝525番地」に改める。

第31条中「第36条第1項」を「第38条第1項」に改める。

第37条第1項の表を次のように改める。

組織	職	職務
事務局	事務局長	教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
課 係	課長 係長	上司の命を受け、それぞれ左欄に掲げる組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第37条第2項の表及び第3項の表中「教育次長」を「次長」に改める

。

第39条第4項及び第40条第1項中「第34条第5項」を「第37条

第 5 項」に改める。

第 4 1 条第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、課長代理を置かない課にあつてはその事項に係る事務を主管する係長が、課長代理及び係長を置かない課にあつてはその事項に係る事務を主管する上席の職員が、その職務を代行する。

第 4 1 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「教育次長」を「次長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える

。

事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その事項に係る事務を主管する次長がその職務を代行する。

別表第 1 中「第 3 6 条関係」を「第 3 9 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 3 4 条—第 3 7 条関係」を「第 3 7 条—第 4 0 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

富山市教育委員会行政組織規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第6条（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 奨学、<u>就学援助及び幼稚園就園奨励</u>に関する事項</p> <p>(10) 私立学校の助成に関する事項</p> <p>(11)～(12)（略）</p> <p>（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（新たに生じた事務の処理）</p> <p>第9条 第7条の規定に定めのない事務が新たに生じた場合は、この規則の改正までの間、教育長、<u>教育次長</u>及び関係の課の長が協議して、その所管の課を決定して速やかにこれを処理しなければならない。</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 組織</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第6条（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 奨学<u>及び</u>就学援助に関する事項</p> <p>(10) 私立学校（<u>幼稚園を除く。</u>）の助成に関する事項</p> <p>(11)～(12)（略）</p> <p>（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（新たに生じた事務の処理）</p> <p>第9条 第7条の規定に定めのない事務が新たに生じた場合は、この規則の改正までの間、教育長、<u>事務局長</u>、<u>次長</u>及び関係の課の長が協議して、その所管の課を決定して速やかにこれを処理しなければならない。</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 組織</p>

(設置)

第10条 出先機関として、教育行政センター、認定こども園、民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター及び大沢野生涯学習センターを置く。

(教育行政センターの名称及び位置)

第11条 教育行政センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	(略)
富山市大山教育行政センター	富山市上滝523番地
(略)	(略)

2 (略)

第2節 分掌事務

第12条～第19条 (略)

第4章 教育機関

第1節 組織

第20条 (略)

第2節 分掌事務

第21条～第30条 (略)

(民俗民芸村に置かれる教育機関)

第31条 民芸館、民芸合掌館、陶芸館、民俗資料館、売薬資料館、考古資料館及び篁牛人記念美術館は、第36条第1項に規定する民俗民芸村管理センター村長の所轄の下にそれぞれ館の運営に関する事務を分掌する。

第32条～第36条 (略)

(設置)

第10条 出先機関として、事務局に教育行政センター、認定こども園、民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター及び大沢野生涯学習センターを置く。

(教育行政センターの名称及び位置)

第11条 教育行政センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	(略)
富山市大山教育行政センター	富山市上滝525番地
(略)	(略)

2 (略)

第2節 分掌事務

第12条～第19条 (略)

第4章 教育機関

第1節 組織

第20条 (略)

第2節 分掌事務

第21条～第30条 (略)

(民俗民芸村に置かれる教育機関)

第31条 民芸館、民芸合掌館、陶芸館、民俗資料館、売薬資料館、考古資料館及び篁牛人記念美術館は、第38条第1項に規定する民俗民芸村管理センター村長の所轄の下にそれぞれ館の運営に関する事務を分掌する。

第32条～第36条 (略)

第5章 職制

(本庁に置く職及び職務)

第37条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置き、その職務は右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
課	課長	上司の命を受け、それぞれ左欄に掲げる組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置くことがあり、その職務は右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
事務局	教育次長	上司の命を受け、それぞれ左欄に掲げる組織の長の事務を補佐し、所属職員を指揮監督する。
課	課長代理	

3 第6条第2項に規定する担当の職は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その職務は中欄に掲げるとおりとする。

職	職務	参考		
理事	上司の命を受け、次の各号に掲げる事務の一又は二を担当する。	教育次長に相当する職		
参事				
主幹			(1)特命事項	課長に相当する職
副主幹			(2)専門事項	課長代理に相当する職
主査				係長に相当する職

4～5 (略)

第38条 (略)

第5章 職制

(本庁に置く職及び職務)

第37条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置き、その職務は右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
事務局	事務局長	教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
課	課長	
係	係長	上司の命を受け、それぞれ左欄に掲げる組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置くことがあり、その職務は右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
事務局	次長	上司の命を受け、それぞれ左欄に掲げる組織の長の事務を補佐し、所属職員を指揮監督する。
課	課長代理	

3 第6条第2項に規定する担当の職は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その職務は中欄に掲げるとおりとする。

職	職務	参考		
理事	上司の命を受け、次の各号に掲げる事務の一又は二を担当する。	次長に相当する職		
参事				
主幹			(1)特命事項	課長に相当する職
副主幹			(2)専門事項	課長代理に相当する職
主査				係長に相当する職

4～5 (略)

第38条 (略)

(教育機関に置く職及び職務)

第39条

1～3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、第34条第5項の規定は、教育機関の職の設置及びその職務について準用する。

(学校に置く職及び職務)

第40条 学校に置く職及び職務については、第34条第5項の規定を準用する。

2 (略)

第6章 職務の代理及び代行

(職務の代行)

第41条 教育次長に事故があるとき、又は欠けたときは、その事項に係る事務を主管する課長がその職務を代行する。

2 課長に事故があるとき、又は欠けたときは、課長代理がその職務を代行する。ただし、課長代理を置かない課にあっては、その事項に関する事務を主管する係長が、その職務を代行する。

第42条 (略)

第7章 (略)

第43条 (略)

附則 (略)

(教育機関に置く職及び職務)

第39条

1～3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、第37条第5項の規定は、教育機関の職の設置及びその職務について準用する。

(学校に置く職及び職務)

第40条 学校に置く職及び職務については、第37条第5項の規定を準用する。

2 (略)

第6章 職務の代理及び代行

(職務の代行)

第41条 事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その事項に係る事務を主管する次長がその職務を代行する。

2 次長に事故があるとき、又は欠けたときは、その事項に係る事務を主管する課長がその職務を代行する。

3 課長に事故があるとき、又は欠けたときは、課長代理がその職務を代行する。ただし、課長代理を置かない課にあってはその事項に係る事務を主管する係長が、課長代理及び係長を置かない課にあってはその事項に係る事務を主管する上席の職員が、その職務を代行する。

第42条 (略)

第7章 (略)

第43条 (略)

附則 (略)

別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第36条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

別表第2 職及び職務(第34条—第37条関係)

(略)	(略)
-----	-----

別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第39条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

別表第2 職及び職務(第37条—第40条関係)

(略)	(略)
-----	-----

富山市教育委員会事務決裁規則をここに公布する。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若林啓介

富山市教育委員会規則第 号

富山市教育委員会事務決裁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会議決事項)

第2条 委員会の権限に属する事務のうち、委員会の議決による決裁を要するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を決定すること。
- (2) 教育委員会規則及び委員会の定める訓令（法令（条例及び規則を含む。）の制定又は改廃に伴う規定内容の整理に係る教育委員会規則及び委員会の定める訓令を除く。）を制定し、又は改廃すること。
- (3) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する点検及び評価に関すること。
- (5) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (6) 告示に関すること。
- (7) 県費負担教職員たる校長及び教頭の任免その他の人事の進退について内申すること。
- (8) 委員会の事務局の事務局長、理事、次長、参事、課長、室長、班長、主幹、主幹指導主事及び主幹管理主事、出先機関の長、主幹、主幹学芸員及び副園長並びに小・中学校を除く教育機関の長、副校長、副

園長、副所長、主任教授、教授、事務長、次長、副館長、課長、主幹、主幹指導主事及び主幹司書の任免その他の人事に関する事。

(9) 附属機関の委員の委嘱又は解嘱に関する事。

(10) 請願、委員会議決事項に係る陳情及び訴訟等を処理する事。

(11) 教科書を採択する事。

(12) 富山市通学区域審議会、富山市社会教育委員会議及び富山市文化財調査審議会に対して、諮問をすること。

(13) 学齢児童生徒の就学すべき学校区域を設定し、又はこれを変更する事。

(14) 児童及び生徒の出席停止に関する事。

(15) 市文化財を指定し、又は指定を解除する事。

(16) 富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年富山市条例第68号）第3条に規定する教育財産の取得を市長に申し出ること。

（教育長への委任）

第3条 委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。

(1) 教育財産の管理に関する事。

(2) 児童生徒の就学援助に関する事。

(3) 申請、届出、報告、進達、照会、回答及び通知（児童生徒の就学に係るものを除く。）に関する事。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要なものを処理したときは、その管理及び執行状況を適時に委員会に報告しなければならない。

（教育長専決等）

第4条 委員会の権限に属する事務のうち前2条に規定するもの以外のものについては、教育長が専決する。

2 教育長は、前条第1項各号及び前項に規定する事務のうち別に定めるものについては、事務局長その他の職員に専決させることができる。

3 教育長は、前2項の規定にかかわらず、重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会に付議しなければならない。

(事務局長への委任等)

第5条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、第3条第1項各号に規定する事務を事務局長に委任することができる。

2 前項に規定する場合においては、同項の委員は、前条第1項に規定する事務を事務局長に専決させることができる。

(教育長の代決)

第6条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第2条各号に規定する事項を代決することができる。

2 教育長は、前項の規定により代決したときは、次の委員会の会議に報告し、その承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(富山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の廃止)

2 富山市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年富山市教育委員会規則第6号)は、廃止する。

富山市教育委員会事務決裁規則の制定について

【教育総務課】

1 趣 旨

教育委員会の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めるもの。

2 制定内容

(1) 教育委員会議決事項（第2条）

教育委員会の議決による決裁を要するものを規定するもの。

(2) 教育長への委任（第3条）

教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を規定するもの。ただし、重要なものを処理したときは、管理及び執行状況について、教育委員会への報告を要するもの。

(3) 教育長専決等（第4条）

第2条及び第3条に規定するもの以外については、教育長が専決するとともに、その一部を事務局長その他の職員に専決させることができるもの。ただし、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会への付議を要するもの。

(4) 事務局長への委任等（第5条）

教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員が、第3条第1項各号及び第4条第1項に規定する事務を事務局長に委任し、又は専決させることができるもの。

(5) 教育長の代決（第6条）

緊急やむを得ないときは、第2条各号に規定する教育委員会議決事項を教育長が代決することができるもの。ただし、その場合は、次の教育委員会会議への報告及び承認を要するもの。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 備 考

この規則の制定に伴い、富山市教育委員会教育長に対する事務委任規則は、廃止する。

富山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若 林 啓 介

富山市教育委員会規則第 号

富山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

富山市教育委員会公告式規則（平成17年富山市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議決した日」の次に「又は教育長が専決した日」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

富山市教育委員会公告式規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、教育委員会の会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、教育委員会の会議において議決した日又は<u>教育長が専決した日</u>から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p>

富山市教育委員会訓令第 号

富山市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若林 啓介

富山市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

富山市教育委員会事務専決規程（平成17年富山市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長」を「富山市教育委員会（以下「委員会」という。）及び教育長」に改める。

第7条中「及び第5条」を「から第6条まで」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「教育次長」を「次長」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1号中「富山市教育委員会」を「委員会」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（事務局長の専決事項）

第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事、次長（これに相当する職を含む。次号において同じ。）、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等（富山外国語専門学校長、富山ガラス造形研究所長、ガラス美術館長、公民館長、猪谷関所館長、大山歴史民俗資料館長、八尾おわら資料館長及び八尾化石資料館長を除く。次号において同じ。）の出張の命令及びその復命の受理に関する事項
- (2) 理事、次長、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等の勤務時間及び休憩時間の割振り、休暇、欠勤、週休日の指定

及びその振替え並びに代休日の指定に関する事項

(3) 所属機関の委員、専門委員及び調査員等の出張の依頼及びその報告の受理に関する事項

(4) 重要な申請、届出、報告、進達、照会、回答及び通知に関する事項別表中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

富山市教育委員会事務専決規程の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、<u>教育長</u>の権限に属する事務の専決に関して、必要な事務を定めるものをいう。</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(課長等の専決事項)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、<u>富山市教育委員会</u> (以下「<u>委員会</u>」という。) 及び<u>教育長</u>の権限に属する事務の専決に関して、必要な事務を定めるものをいう。</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p><u>(事務局長の専決事項)</u></p> <p>第4条 <u>事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理事、次長 (これに相当する職を含む。次号において同じ。)、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等 (富山外国語専門学校長、富山ガラス造形研究所長、ガラス美術館長、公民館長、猪谷関所館長、大山歴史民俗資料館長、八尾おわら資料館長及び八尾化石資料館長を除く。次号において同じ。)</u> の出張の命令及びその復命の受理に関する事項</p> <p>(2) <u>理事、次長、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等の勤務時間及び休憩時間の割振り、休暇、欠勤、週休日の指定及びその振替え並びに代休日の指定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>所属機関の委員、専門委員及び調査員等の出張の依頼及びその報告の受理に関する事項</u></p> <p>(4) <u>重要な申請、届出、報告、進達、照会、回答及び通知に関する事項</u></p> <p>(課長等の専決事項)</p>

第4条 課長等の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(小学校等の長の専決事項)

第5条 小学校、中学校、幼稚園及び認定こども園(以下「小学校等」という。)

の長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員(富山市教育委員会が任命する職員に限る。)に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2)～(3) (略)

(合議)

第6条 前3条に掲げる事項のうち、他の本庁の課、教育行政センター、出先機関又は教育機関に関係あるものの専決にあつては、その関係の教育次長、本庁の課長、教育行政センターの所長、出先機関の長又は教育機関の長に合議しなければならない。

(個別専決事項)

第7条 第4条及び第5条に掲げる一般的専決事項のほか、個別専決事項は、別表のとおりとする。

別表(第7条関係)

個別専決事項

専決権者名	専決事項
(略)	(略)
学校教育課長	幼稚園長及び認定こども園長に係る <u>第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項</u>

第5条 課長等の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(小学校等の長の専決事項)

第6条 小学校、中学校、幼稚園及び認定こども園(以下「小学校等」という。)

の長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員(委員会が任命する職員に限る。)に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2)～(3) (略)

(合議)

第7条 前3条に掲げる事項のうち、他の本庁の課、教育行政センター、出先機関又は教育機関に関係あるものの専決にあつては、その関係の次長、本庁の課長、教育行政センターの所長、出先機関の長又は教育機関の長に合議しなければならない。

(個別専決事項)

第8条 第4条から第6条までに掲げる一般的専決事項のほか、個別専決事項は、別表のとおりとする。

別表(第8条関係)

個別専決事項

専決権者名	専決事項
(略)	(略)
学校教育課長	幼稚園長及び認定こども園長に係る <u>第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項</u>

生涯学習課長	公民館長に係る <u>第4条第1項第1号</u> から第3号までに掲げる事項
(略)	(略)
民俗民芸村管理センター 村長	民俗民芸村の教育機関の長に係る <u>第4条第1項第1号</u> から第3号までに掲げる事項

備考 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる教育行政センター所長は、当該各号に定める事項を個別専決事項とする。

- (1) 大沢野教育行政センター所長 猪谷関所館長に係る第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 大山教育行政センター所長 大山歴史民俗資料館長に係る第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 八尾教育行政センター所長 八尾おわら資料館長及び八尾化石資料館長に係る第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

生涯学習課長	公民館長に係る <u>第5条第1項第1号</u> から第3号までに掲げる事項
(略)	(略)
民俗民芸村管理センター 村長	民俗民芸村の教育機関の長に係る <u>第5条第1項第1号</u> から第3号までに掲げる事項

備考 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる教育行政センター所長は、当該各号に定める事項を個別専決事項とする。

- (1) 大沢野教育行政センター所長 猪谷関所館長に係る第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 大山教育行政センター所長 大山歴史民俗資料館長に係る第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 八尾教育行政センター所長 八尾おわら資料館長及び八尾化石資料館長に係る第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

富山市教育委員会訓令第 号

富山市教育委員会教育次長の事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若 林 啓 介

富山市教育委員会教育次長の事務分担規程の一部を改正する訓令
富山市教育委員会教育次長の事務分担規程（平成17年富山市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山市教育委員会事務局次長の事務分担規程

第1条中「教育次長」を「次長」に改める。

第2条中「教育次長」を「次長」に改め、同条第2号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、同号ウ中「教育総務、」の次に「統合校整備等推進及び」を加え、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 統合校整備等推進室に関する事項

第3条中「教育次長」を「次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

富山市教育委員会教育次長の事務分担規程の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>○富山市教育委員会教育次長の事務分担規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、複数設置の<u>教育次長</u>の所掌する事務の分担について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担事務)</p> <p>第2条 <u>教育次長</u>の分担事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育担当次長</p> <p>ア 学校教育課に関する事項</p> <p>イ 学校保健課に関する事項</p> <p>ウ 学校施設課に関する事項</p> <p>エ 教育行政センターの所管に係る学校教育、学校保健、学校施設に関する事項</p> <p>オ 学校教育関係機関に関する事項</p> <p>(2) 総務・社会教育担当次長</p> <p>ア 教育総務課に関する事項</p> <p>イ 生涯学習課に関する事項</p> <p>ウ 教育行政センターの所管に係る教育総務、生涯学習に関する事項</p>	<p>○富山市教育委員会事務局次長の事務分担規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、複数設置の<u>次長</u>の所掌する事務の分担について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担事務)</p> <p>第2条 <u>次長</u>の分担事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育担当次長</p> <p>ア 学校教育課に関する事項</p> <p>イ 学校保健課に関する事項</p> <p>ウ 学校施設課に関する事項</p> <p>エ 教育行政センターの所管に係る学校教育、学校保健、学校施設に関する事項</p> <p>オ 学校教育関係機関に関する事項</p> <p>(2) 総務・社会教育担当次長</p> <p>ア 教育総務課に関する事項</p> <p>イ <u>統合校整備等推進室に関する事項</u></p> <p>ウ 生涯学習課に関する事項</p> <p>エ 教育行政センターの所管に係る教育総務、<u>統合校整備等推進及び生涯学習に関する事項</u></p>

エ 社会教育関係機関に関する事項

オ 富山外国語専門学校及び富山ガラス造形研究所に関する事項

カ 教育委員会の所管に係る予算、契約その他の財務及び規則等に関すること。

(協議)

第3条 この訓令による分担事務であっても、重要又は異例に属すると認められるものについては、あらかじめ他の教育次長に協議しなければならない。

オ 社会教育関係機関に関する事項

カ 富山外国語専門学校及び富山ガラス造形研究所に関する事項

キ 教育委員会の所管に係る予算、契約その他の財務及び規則等に関すること。

(協議)

第3条 この訓令による分担事務であっても、重要又は異例に属すると認められるものについては、あらかじめ他の次長に協議しなければならない。

富山市教育委員会訓令第 号

富山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月 日

富山市教育委員会

委員長 若林啓介

富山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

富山市教育委員会公印規程（平成17年富山市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1補助職印の項中

「

富山外国語専門学校長印	方21	富山外国語専門学校長名をもってする文書	1	富山外国語専門学校事務長
-------------	-----	---------------------	---	--------------

を

」

「

教育委員会事務局長印	方21	教育委員会事務局長名をもってする文書	1	教育総務課長
富山外国語専門学校長印	方21	富山外国語専門学校長名をもってする文書	1	富山外国語専門学校事務長

に

」

改める。

別表第2中第36項を第37項とし、第4項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 事務局長印

富山市教
育委員会
事務局長印

附 則

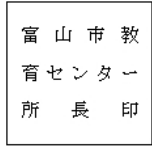
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

富山市教育委員会公印規程の一部改正新旧対照表

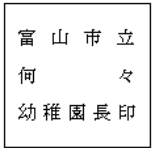
現行						改正案					
第1条～第7条 (略) (公印の種類)						第1条～第7条 (略) (公印の種類)					
別表第1(第3条関係)						別表第1(第3条関係)					
種類	名称	寸法 (mm)	使用区分	個数	管理者	種類	名称	寸法 (mm)	使用区分	個数	管理者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助職印	富山外国語専門 学校長印	方21	富山外国語専門 学校長名をもつ てする文書	1	富山外国語 専門学校事 務長	補助職印	教育委員会事務 局長印	方21	教育委員会事務 局長名をもつ てする文書	1	教育総務課 長
	(略)		(略)		(略)		(略)		富山外国語専門 学校長印		富山外国語専門 学校長名をもつ てする文書
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2(第3条関係)						別表第2(第3条関係)					
1～3 (略)						1～3 (略)					
4 富山外国語専門学校 5 富山ガラス造形研究 長印 所長印						4 事務局長印 5 富山外国語専門学校 6 富山ガラス造形研究 長印 所長印					



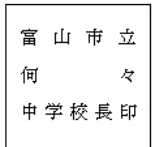
6 教育センター所長印



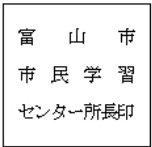
9 幼稚園長印



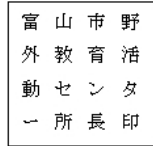
12 中学校長印



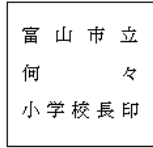
15 市民学習センター所長印



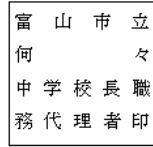
7 野外教育活動センター所長印



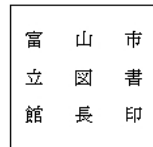
10 小学校長印



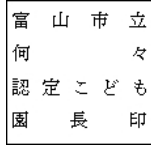
13 中学校長職務代理者印



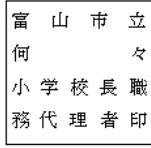
16 図書館長印



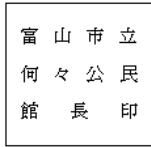
8 認定こども園長印



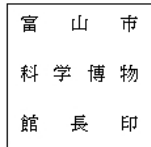
11 小学校長職務代理者印



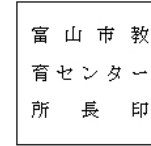
14 公民館長印



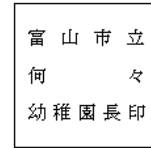
17 科学博物館長印



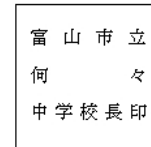
7 教育センター所長印



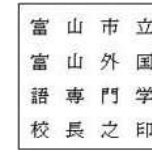
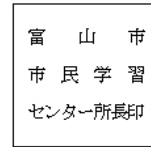
10 幼稚園長印



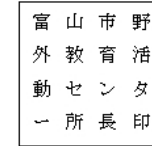
13 中学校長印



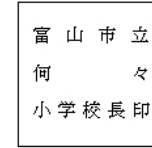
16 市民学習センター所長印



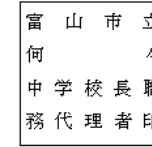
8 野外教育活動センター所長印



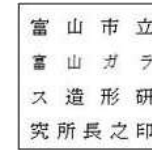
11 小学校長印



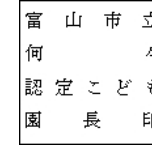
14 中学校長職務代理者印



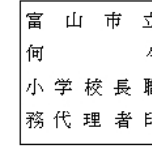
17 図書館長印



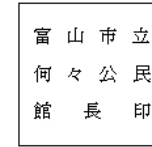
9 認定こども園長印



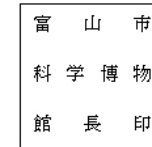
12 小学校長職務代理者印



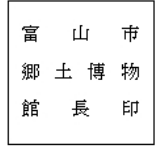
15 公民館長印



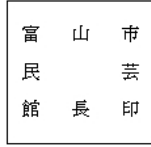
18 科学博物館長印



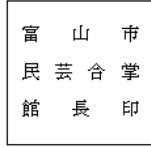
18 郷土博物館長印



19 民芸館長印



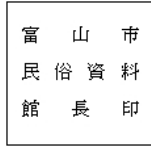
20 民芸合掌館長印



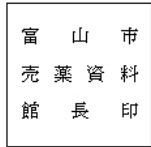
21 陶芸館長印



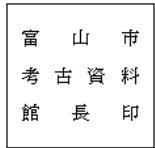
22 民俗資料館長印



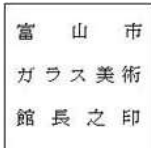
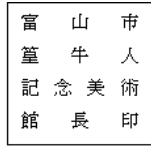
23 売薬資料館長印



24 考古資料館長印



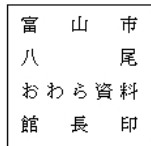
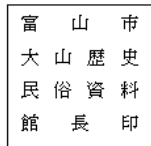
25 箕牛人記念美術館長印 26 ガラス美術館長印



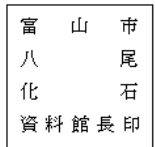
27 猪谷関所館長印



28 大山歴史民俗資料館長印 29 八尾おわら資料館長印



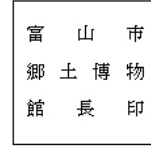
30 八尾化石資料館長印 31 富山外国語専門学校 32 富山ガラス造形研究所印



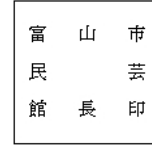
31 富山外国語専門学校 32 富山ガラス造形研究所印



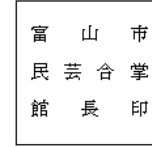
19 郷土博物館長印



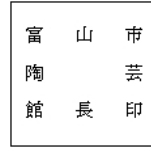
20 民芸館長印



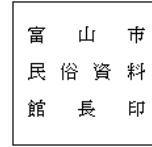
21 民芸合掌館長印



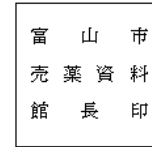
22 陶芸館長印



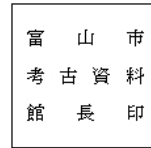
23 民俗資料館長印



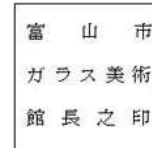
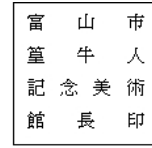
24 売薬資料館長印



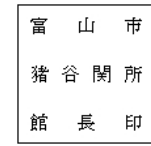
25 考古資料館長印



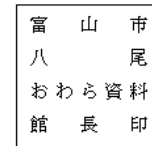
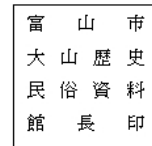
26 箕牛人記念美術館長印 27 ガラス美術館長印



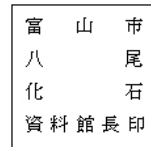
28 猪谷関所館長印



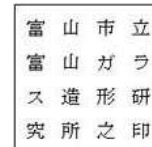
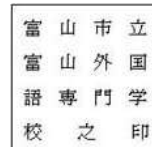
29 大山歴史民俗資料館長印 30 八尾おわら資料館長印



31 八尾化石資料館長印 32 富山外国語専門学校 33 富山ガラス造形研究所印



32 富山外国語専門学校 33 富山ガラス造形研究所印



33 認定こども園印

富山市立
何々々
認定こども
園印

34 幼稚園印

富山市立
何々
幼稚園印

35 小学校印

富山市立
何々
小学校印

36 中学校印

富山市立
何々
中学校印

別記様式 (略)

34 認定こども園印

富山市立
何々々
認定こども
園印

35 幼稚園印

富山市立
何々
幼稚園印

36 小学校印

富山市立
何々
小学校印

37 中学校印

富山市立
何々
中学校印

別記様式 (略)

富山市指定文化財の指定及び指定解除に係る諮問の件

【生涯学習課】

1 趣 旨

岩瀬に伝わる「岩瀬まだら」について、富山市指定無形民俗文化財の指定が妥当と判断されるため富山市文化財調査審議会に諮問するもの。

また、市指定天然記念物「^{たちお}刀尾神社の大ケヤキ」について、市指定天然記念物の価値を失ったため指定解除を諮問するもの。

2 富山市指定無形民俗文化財の指定の諮問

(1) 内 容

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者・保持者等
無形民俗	岩瀬まだら	富山市岩瀬	岩瀬まだら保存会

(2) 諮問理由

岩瀬まだらの元唄は、佐賀県馬渡島から北前船の船乗りなどにより伝えられたとされ、交易の歴史も含んでいる祝い歌であり、江戸時代から歌い継がれていると伝わる貴重な民謡である。

富山県下のまだら系統の民謡中、勇壮・豪快な^{きよくせつ}曲節であり、富山市では岩瀬だけに残り地域的特色を示すもので、踊りを含め民俗的価値が極めて高い。

3 富山市指定天然記念物の指定解除の諮問

(1) 内 容

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	指定年月日
天然記念物	^{たちお} 刀尾神社の大ケヤキ	1 本	富山市岡田 大林割 789	岡田集落 (総代)	昭和 63 年 5 月 20 日

(2) 解除理由

強風により地上 1～2m 付近から幹が折れ倒れたことにより（平成 27 年 10 月 1 日）、市指定天然記念物の価値を失ったため。

平成29年3月定例会
代表質問

『自由民主党 柞山 数男 議員』 平成29年3月6日(月)

問18 教育について

(1) 学校施設整備について

本市の学校施設の耐震補強、改造、改築工事についてどの程度のボリュームを見込んでいるのか、学校施設整備に対する考えを問う。

(答) 耐震化が必要な学校は現時点で24校ある。3校の改築、7校の大規模改造、7校の耐震補強に着手しており、未着手の5校も平成29年度に設計に着手する予定である。平成33年度の耐震化率100%達成を目指して事業の推進に努めたい。

【学校施設課】

(2) 学習指導要領の改訂について

ア. 次期学習指導要領の目的や主な改訂内容をふまえ、改訂に対する考えを問う。

(答) 改訂で大きく変わった点は、道徳の教科化、小学校での学国語教科化、プログラミング教育、「学び方」が身につく教育などがある。必要な対応を盛り込んでおり、一定の評価をしている。

【学校教育課】

イ. 改訂のねらいが効果を発揮するために、全面実施への準備が必要だと考えるがどうか。

(答) 改訂の内容を全教員が理解することが必要であり、研修会等で周知を図る。研修の充実とともに、情報の収集に努めたい。

【学校教育課】

『公明党 堀江 かず代 議員』 平成29年3月6日(月)

問5 教育について

(1) 多様な個性が活かされる教育について、市長の見解を問う。

(答) 豊かな人間性や社会性を身につけ、次代の富山市を担っているような人材を育てるためにも、多様な個性が活かせる教育も大切なことのひとつである。社会の形成者として必要な資質を育てる教育が充実するよう学校、教育委員会に期待する。

【学校教育課】

(2) 国際社会で活躍するグローバル人材の育成も重要であるが、今後の取り組みを問う。

(答) 文部科学省はグローバル化への対応として、小5・6年に教科としての英語の導入等することとしている。本市はこれまでも教員の指導力向上のための研修等を実施してきたが、今後より充実した研修を実施したい。

【学校教育課】

(3) 学校司書の拡充と処遇改善について、今後の取り組みを問う。

(答) 学校司書の拡充は今後も調査研究したい。処遇については嘱託職員全体の処遇と併せて検討する必要がある。

【学校教育課】

『日本共産党議員団 赤 星 ゆかり 議員』 平成 29 年 3 月 7 日(火)

問3 子育て支援と子どもの貧困対策について

(2) 準要保護世帯に対する入学準備金の単価を国の要保護児童生徒援助費補助金の単価引き上げと同様に引き上げることはできないか。

(答) 引き上げには約1千万円の財源が必要となる。他都市の状況等を踏まえて検討したい。

【学校教育課】

(3) 入学準備金を入学前に支給できないか。

(4) 来年度分をこの3月に支給できないか。

(答) 世帯所得をもとに対象世帯を決定しており、申請受付時期を早めた場合、判定に直近の収入が反映されず、真に援助が必要な世帯が支援を受けられない恐れがある。

【学校教育課】

(5) 就学援助の申請受付窓口の拡大について見解を問う。

(答) 学校で申請受付を行うことで、自宅から遠くなく、相談もし

やすいことから、教育委員会を窓口とするよりも申請しやすくなっていると考える。

【学校教育課】

(6) 給食費の無償化や一部助成などの取り組みを求めるがどうか。

(答) 経済的な理由で援助が必要な家庭に対しては、給食費の全額支給を行っており、全員に対しての無償化は考えていない。

【学校保健課】

問4 学校給食、学校施設の改善について

(1) 学校給食の地産地消について

ア. 米飯給食の回数を増やしてはどうか。

(答) 米飯給食は現行週3. 5回としている。今後、回数を増やすことについては検討したい。

【学校保健課】

イ. 現在の地元食材の使用率と、さらなる増加への対策を問う。

(答) 平成29年2月時点の地場産の野菜、果物の使用率は53.3%で、平成27年度の46.7%を上回っている。できるかぎり使用拡大に努めたい。

【学校保健課】

(2) 小中学校の普通教室へのクーラー設置について、早急に計画を立て、新年度からすぐにとできるところから設置開始できないのか。また、整備にかかる費用の見通しと、今年度の計画を問う。

(答) 学校施設の耐震補強工事を最優先に進めており、耐震化完了の目途がつき次第、具体的な整備方法や費用など検討したい。

【学校施設課】

(3) 小中学校で児童生徒一人当たりの面積に格差が生じているが、このような状況をどう考えるか。また、どの子も等しくゆったりとした環境でのびのび学習や運動や遊びができるよう、ゆとりある学校の整備を進めるべきと考えるがどうか。

(答) 児童生徒数が増加して普通教室に不足が生じると見込まれる場合は、改修や増築により対応することとしている。既存施設を有効に活用しながら、教育環境の向上に努めたい。

【学校施設課】

問2 児童福祉について

(3) 現在スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは全校に配置されているか。その配置割合について問う。

(答) スクールカウンセラーは26名を31小学校と全26中学校に配置しており、配置割合は小学校47.7%、中学校100%である。スクールソーシャルワーカーは9名を小学校15校、中学校11校に配置しており、配置割合は小学校23.1%、中学校42.3%である。

【学校教育課】

(4) ぜひ全校への配置を願うが、見解を問う。

(答) これまで増員してきたところであり、学校の実情や要望に応えられるよう、効果的な配置に務めたい。

【学校教育課】

問6 子どもたちへのスポーツや文化の振興について

(1) 成長段階の子どもたちにスポーツに親しむ環境づくりを提供したいが、本市の取り組みの現状と今後の展望について問う。

(答) 文化部に所属する生徒にとっては、体育の授業が貴重な運動機会となり、その中で運動量を確保する必要がある。体育大会や球技大会等の行事を通してスポーツに親しむ機会を増やすことも大切である。

【学校教育課】

(2) 音楽、絵画、演劇などいろいろな文化に触れることで見聞を深め、将来の選択の幅を広げることも大切なことと思うが、本市の取り組みの現状と今後の展望について問う。

(答) 各教科の学習はもとより、学校行事や総合的な学習の時間等で様々な文化に触れる活動を行っている。校外学習のバス代の支援を行い、体験活動の機会を広げられるようにしたい。

【学校教育課】

平成29年3月定例会 一般質問

『自由民主党 原田佳津広 議員』平成29年3月9日(木)

問1 教育行政について

(1) 小・中学校のいじめについて、昨年度の未解消事案の現在の状況を問う。

(答) 昨年度の未解消件数は小学校が6件、中学校が1件のあわせて7件である。本年度になり5件は解消されたが、小学校1件、中学校1件の2件が解消されておらず、現在も個別指導や見守りを続け、解消に向け努力している。

【学校教育課】

(2) 今年度、今までのいじめの認知件数とその解消率を問う。

(答) 認知件数は小学校150件、中学校136件であり、解消率は小学校95.3%、中学校94.8%である。

【学校教育課】

(3) いじめに対する今後の取り組みについて問う。

(答) これまで同様、いじめられている子どもには「絶対守る」という方針を伝え安全確保に努める。いじめている子どもには個別指導を行う中で反省を促す。双方の保護者には継続的に状況を報告する。

【学校教育課】

(4) 西部中学校の件（カウンセリング指導員の逮捕）について見解を問う。

(答) 大変残念であり、いたたまれない思いであるとともに、市民の信頼を損ねるもので大変申し訳ない。臨時校園長会を開催し、校園長に対し綱紀粛正について指導を求めた。

【学校教育課】

(5) このような状況を受けて、今後の富山市の教育に対する教育委員長の所見を問う。

(答) 市民の信頼を損ねるもので、申し訳なく思う。この事例を他山の石として、情熱や使命感を高め、全教職員が力を合わせて

取組んでほしい。改善の取り組みを確認していきたい。

『日本共産党議員団 小 西 直 樹 議員』 平成 29 年 3 月 9 日(木)

問 2 小・中学校教職員の超過勤務について

(1) 教育委員会として教員の超過勤務状態を把握しているのか。

(答) 教員には超過勤務が一律に支払われており、これまで特に調査は実施していない。

【学校教育課】

(2) 県・国への働きかけとともに、市独自で教員、部活の引率者、事務員の拡充を行う必要があると考えるが見解を問う。

(答) 多忙感を減らすためには、まず教員や事務員の増員が必要であると考えており、国や県に強く要望している。

【学校教育課】

(3) 市長の教育現場の働き方改善についての考えを問う。

(答) 仕事と生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスを考えて取り組むことが大切である。

【学校教育課】

『自民党新風会 高 道 秋 彦 議員』 平成 29 年 3 月 9 日(木)

問 3 地域福祉の拠点（福祉ひろば）をこれから改築される公民館に

(2) 今後の公民館の改築に関する計画や展望について問う。

(答) 耐震化への対応が完了した後に、施設の老朽化の度合いや地域の要望などを総合的に勘案しながら、順次整備を進めたい。

【生涯学習課】

『自由民主党 成 田 光 雄 議員』 平成 29 年 3 月 10 日(金)

問 2 健康長寿社会の実現に向けて

(2) 小・中学校への認知症サポーター養成講座開催について見解を問う。

(答) 今年度小学校13校、中学校1校において実施しており、児童生徒と教職員合わせて約900名が受講した。現段階では全ての小中学校を対象とした開催は考えていないが、地域と連携した取り組みの充実を図りたい。

【学校教育課】

問3 元気な学校創造事業について

(1) これまでの評価や成果について問う。

(答) 本市独自の事業であり、各学校で創意工夫した事業を展開している。多様で個性的な教育の展開や、自主的・活動的で元気と創造にあふれる学校運営に大きく寄与していると評価している。

【教育総務課】

(2) 新年度のあらたな取り組みと今後の見解について問う。

(答) 体験学習推進事業として、市が設置する施設を1箇所以上を含む体験学習に対して、バス等の借上げを行う。各学校に対し、他校の取り組み事例を紹介すること等により更なる充実を図り、有効に活用されるよう努めたい。

【教育総務課】

問4 普通教室へのエアコン設置について

普通教室へのエアコン設置について前向きな見解を問う。

(答) 現在、本市では学校施設の耐震補強工事を最優先に整備を進めているところであり、耐震化の完了の目途がつき次第、具体的な整備方法や費用について検討したい。

【学校施設課】

『光 島 隆 之 議員』 平成29年3月10日(金)

問2 「放課後子ども総合プラン」に関わる運営委員会の協議、検討事項について

(1) 「放課後子ども総合プラン」の概要とその運営委員会の位置付けについて問う。

(答) 放課後の子ども総合プランの趣旨・目的は全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験等を行うことができるよう「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の連携を

進めることとしている。本市では「富山市放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、総合的な放課後対策の推進を図るための協議を行っている。

【生涯学習課】

(2) 運営委員会の中で「子どもたちが安全に過ごすためには、余裕教室の活用など学校の協力が必要である。」という意見が出されているが、この意見をどう受け止めているか。

(答) 学校施設の利用については、学校教育に支障のない範囲で学校の協力を得ながら、地域の実情やニーズに応じて活用を検討したい。

【生涯学習課】

(3) 総括の中で、会長から「国の定義とは別に富山市なりの定義づけを考えていくことが大事ではないか。」という意見が出されているが、どう受け止めているか。

(答) 国は「放課後児童クラブ」に参加している子供も「放課後子供教室」に参加できる共通プログラムの実施を想定しているが、2つの事業を一律に融合させること自体、容易なことではなく、市独自の連携の定義づけを行うのは大変難しい。

【生涯学習課】

『社会民主党議員会 東 篤 議員』 平成 29 年 3 月 14 日(火)

問 5 子育て支援対策について

中学校の給食費への補助の検討を進めるべきと考えるが見解を問う。

(答) 経済的な理由で援助が必要な家庭に対しては、給食費の全額支給を行っており、給食費の補助は考えていない。

【学校保健課】

『日本共産党議員団 中山 雅 之 議員』 平成 29 年 3 月 14 日(火)

問 4 35人以下学級の推進について

(1) 小学校4年生における「35人学級選択制」について見解を問う。

(答) 来年度、小学校4年生で35人学級が選択できるようになったことは一定の評価をしているが、クラス編成や教員の配置等について課題もある制度と考える。

【学校教育課】

(2) 小学校、中学校のすべての学年において35人学級が望ましいと考えるがどうか。

(答) 小学校、中学校すべての学年が35人学級になることは大変望ましい。学級数が増えることによる教室不足や教員の配置などを課題と考える。

【学校教育課】

『フォーラム58 大島 満 議員』平成29年3月15日(水)

問1 教育行政について

(1) 教員の不祥事について

ア. ベテランの大量退職、教員採用試験の倍率が低いことから、教員の質の確保についての見解を問う。

(答) 採用等に関する人事権は県にあり、受検者数の増加に向け県教委に努力してほしい。本市に配置された教員には様々な研修を実施し、質の向上に努めている。

【学校教育課】

イ. ベテラン教員の受け継ぐべき経験や技術をどのように伝えていくのか。

(答) きめ細かな充実した研修や、手引きの配布など行っている。来年度から、学校訪問研修会を隔年実施に変更した。

【学校教育課】

(2) 杉原中学校、八尾中学校の耐震診断について

ア. 本年2月10日に発表された大型施設の耐震診断の結果について、危険性があると評価された施設に八尾中学校が入っていないのはなぜか。

(答) 八尾中学校は、要件のうち、一つの構造体の規模が3,000平方メートル以上に当てはまらないものである。

【学校施設課】

イ. どのような耐震調査を行ったものなのか。現地調査などは行っているのか。

(答) 平成17年度に全ての小中学校を対象に実施しており、設計図書の確認やコンクリートの抜き取り調査を行っている。

【学校施設課】

ウ. 統合校の校舎竣工までの間、シェルターを建設するなど、生徒の安全を確保する必要があるのではないか。

(答) 避難訓練の実施や、きめ細かく施設の点検や補修を実施し安全を確保する。シェルターの設置は考えていない。

【学校施設課】

(3) 統合中学校のPFI事業について（VFMについて）

ア. PFI手法で建設するかはいつ頃決まるのか、誰が判断することになるのか。

(答) VFMの試算結果を踏まえ、来年度のできるだけ早い段階で市として決定する予定である。

【統合校整備等推進室】

イ. VFMの算定は、いつ頃になるのか。

(答) 来年度早々に想定されるVFMを算定し、PFI事業者が決まる平成30年末頃に実際のVFMを算定する予定である。

【統合校整備等推進室】

ウ. 地元要望は、いつ頃までならば、仕様（要求水準書）に盛り込むことができるのか。

(答) 要求水準書の公表は今年の12月頃を予定しており、地元要望については遅くとも10月頃までにとりまとめる必要がある。

【統合校整備等推進室】

エ. 維持管理業務を15年間とする根拠は何か。

(答) 先行事例で15年と設定していることや、学校の校舎は概ね15年を経過してから大規模修繕が必要となり、その費用を当初に見積もることが困難であることなどが理由である。

【統合校整備等推進室】

オ. 維持管理業務の終了後、16年目以降の管理はどうするのか。

(答) 芝園小・中学校など平成34年度には維持管理業務が終了することからこれを先行事例として、他都市の動向も注視し検討

する。

【統合校整備等推進室】

(4) コミュニティセンターとの連携について

統合中学校と八尾コミュニティセンターを渡り廊下などでつなぎ、相互に連携させることはできるか。

(答) 渡り廊下でつなぐことは学校施設のセキュリティの観点から難しいが、ソフト面での連携など積極的に検討したい。

【統合校整備等推進室】

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（H27. 4/1施行）における、総合教育会議と教育に関する「大綱」について

ア. 新教育委員会制度で、総合教育会議を設置し、市教育大綱を策定したが、このことにより本市の教育がどのように向上したか。

(答) 総合教育会議の設置により、市長と教育委員が率直に意見交換することができるようになった。大綱に位置づけられた施策が着実に充実してきている。

【教育総務課】

イ. これからの教育に期待するところを問う。

(答) 新教育長の任命により、第一義的な責任が明確になるとともに、市長との連携が強化されより迅速な教育行政の執行が可能となる。本市の教育行政のより一層の発展を期待する。

【教育総務課】

『光 上 野 蛍 議員』 平成 29 年 3 月 15 日(水)

問 1 いじめについて

(1) 本市小・中学生のいじめの状況とその対策について問う。

(答) 平成 27 年度のいじめ認知件数は小学校 181 件、中学校 191 件で、解消率は小学校 95.5%、中学校 99.4%である。子どもの SOS を見逃さず、いじめが認知された場合は安全確保や個別指導等を行っている。SNS 等によるいじめについても未然防止や対応を図っている。

【学校教育課】

(2) 富山市いじめ問題対策連絡協議会の内容を問う。

(答) 医師、弁護士、臨床心理士等専門家や警察、児童相談所等行政関係者等で構成しており、指導や助言を得ている。

【学校教育課】

(3) 小学校5・6年生、中学校1・2・3年生の各学年における携帯電話所持率を問う。

(答) 平成28年5月の調査で、小5で34.2%、小6で35.5%、中1で42.9%、中2で51.5%、中3で54.9%であった。

【教育センター】

(4) 本年度より実施している「情報モラル中1講座」の実施回数及び内容を問う。

(答) 市内全中学校1年生の全学級で、学級ごとに1回ずつ、計105回実施している。携帯電話やスマートフォンの注意すべき点など指導している。

【教育センター】

(5) 中学校1年生以外の、小学生や中学校2・3年生への「情報モラル講座」の実施は検討しているか。

(答) 要請のある学校に対し「情報モラルに関する出前講座」を実施していることから、その他の学年での「情報モラル講座」の実施は考えていない。

【教育センター】

(6) 情報モラルに関する出前講座の実施回数と内容を問う。

(答) 児童を対象に小学校14校15回、教員を対象に小学校4校4回開催し、受講者は児童1,720名、教員103名であった。児童にはマナーやモラルの定着、教員には指導力向上をめざしている。

【教育センター】

(7) 「情報モラル中1講座」や情報モラルに関する出前講座において、アンケート等による振り返りが行われているか。

(答) アンケートを実施しており、子どもからも教員からも概ね好評を得たものとする。

【教育センター】

(8) 若い世代の状況に合わせ、SNSを活用した相談窓口の検討が必要ではないか。

(答) SNSはカウンセリングを行う手段としては適さないと考える。引き続き電話や来所によるカウンセリングを通して心の通った教育相談を進めていきたい。

【教育センター】

富山市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則及び富山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定について

【学校教育課】

1 趣 旨

市立幼稚園及び市立認定こども園の保育料について、国の保育料無償化に向けた取り組みが段階的に推進されることに伴い引き下げるもの。

2 改正内容

(1) 市立幼稚園及び市立認定こども園の1号認定（教育利用）保育料の改定

階層区分		保育料（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
2	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	1,500円 → 0円	0円
	ひとり親等世帯	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	9,000円	4,500円 → 3,500円	0円
	ひとり親等世帯	4,500円 → 3,000円	0円	0円

(2) 市立認定こども園の2号・3号認定（保育利用）保育料の改定

ア 3歳以上児 標準時間

階層区分		保育料（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
2	市町村民税非課税世帯	2,400円	1,200円 → 0円	0円
3	市町村民税所得割非課税及び所得割課税額48,600円未満の世帯	ひとり親等世帯 5,500円 → 5,000円	0円	0円
4	4階層のうち所得割課税額77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯 9,500円 → 5,000円	0円	0円

イ 3歳未満児 標準時間

階層区分		保育料（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
2	市町村民税非課税世帯	3,600円	1,800円 → 0円	0円
3	市町村民税所得割非課税及び所得割課税額48,600円未満の世帯	ひとり親等世帯 6,500円 →6,000円	0円	0円
4	4階層のうち所得割課税額77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯 11,500円 →6,000円	0円	0円

3 施行期日

平成29年4月1日

博物館等施設観覧料の減免取扱要綱の一部改正について

【生涯学習課】

1 趣 旨

- (1) 孫とおでかけ支援事業において、利用料、観覧料の全額減免の対象としている祖父母について居住地要件を変更するもの。
- (2) 学校週5日制に伴い、これまで、博物館、美術館等の観覧料については、小学生、中学生を対象に土曜日、日曜日及び祝日を無料としているが、高校生以下を対象に通年無料と変更するもの。

2 改正内容

(1) 第2条第3号

- 改正前 孫及び曾孫とともに観覧する者並びに当該孫又は曾孫
改正後 孫及び曾孫と観覧する者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市又は連携市の住民基本台帳に記録されている者並びに孫又は曾孫

(2) 第2条第11号

- 改正前 学校週5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領に規定する対象者で、同要領に規定する実施日等に観覧する者
改正後 高校生以下又は18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者

3 施行期日

平成29年4月1日

学校週 5 日制に伴う社会教育施設無料化実施要領の廃止について

【生涯学習課】

1 趣 旨

平成 14 年度から学校週 5 日制が実施されたことに伴い、これまで文化施設（11 施設）及び体育施設（44 施設）について、土曜日、日曜日及び祝日の観覧料、利用料を小学生、中学生を対象に無料としているが、博物館等施設観覧料の減免取扱要綱の一部改正による高校生以下の通年無料化に伴い、「学校週 5 日制に伴う社会教育無料化実施要領」を廃止するもの。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日